

出雲市国土強靱化地域計画

令和2年9月

(令和5年4月改訂)

島根県出雲市

< 目 次 >

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画の推進	2
II	出雲市の地域特性	3
1	地勢	3
2	気象	3
3	人口	4
4	過去の災害	5
III	基本的な考え方	9
1	基本目標	9
2	基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」	9
3	基本的な方針	9
IV	脆弱性評価と推進方針の検討	11
1	実施手順	11
2	枠組み	12
3	施策分野	14
4	脆弱性評価と推進方針	14
V	施策分野ごとの推進方針	15
1	行政機能	15
2	住宅・都市・土地利用	19
3	保健医療・福祉、教育	23
4	エネルギー・ライフライン	25
5	情報通信	27
6	交通・物流	28
7	経済産業	30
8	国土保全	32
9	環境	33
10	横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）	34
11	横断的分野（老朽化対策）	37
	《別紙1》施策分野ごとの脆弱性評価	38
	《別紙2》起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	56
	《別紙3》重要業績評価指標（KPI）一覧	87

I はじめに

1 計画策定の趣旨

我が国は、その国土の地理的、地形的、気象的な特性ゆえに、数多くの災害に見舞われてきました。そして、災害発生の際に、甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るということを繰り返してきました。

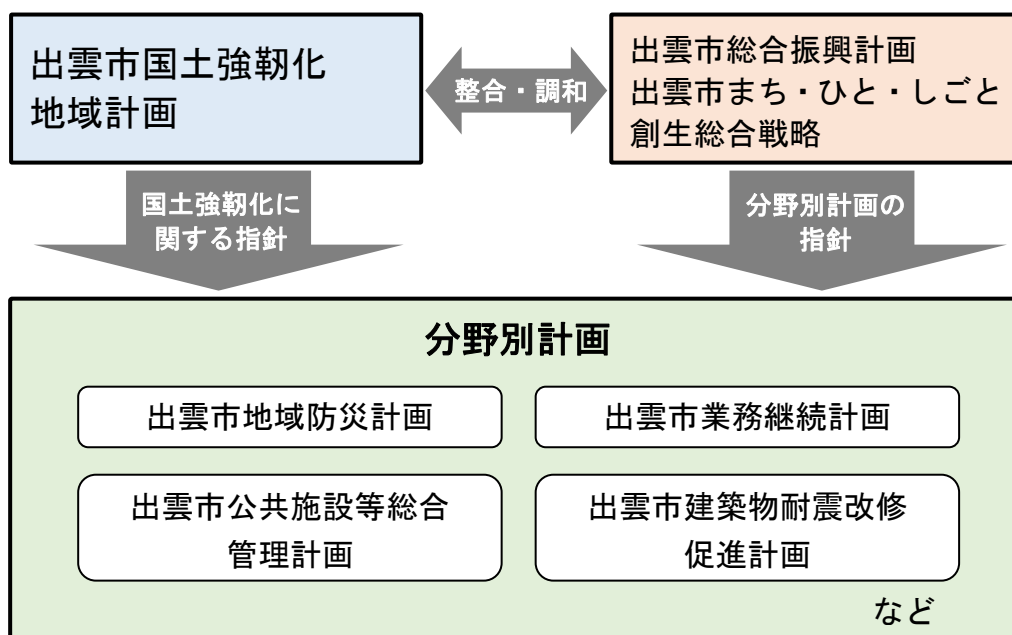
こうした事後対策の繰り返しを避けるためには、あらゆる大規模自然災害等によるリスクを想定し、平時から、人命を保護し、社会・経済への被害を最小限に留め、迅速な復旧・復興を図るための備えが重要です。

出雲市においては、大規模自然災害等への備えとして、出雲市地域防災計画に基づく風水害や地震災害等に対する予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきました。

この度、国及び県の動きにあわせ、これまでの取組に加え、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対応を行うことで、持続可能で強靱な地域づくりを進めるため、「出雲市国土強靱化地域計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）第 13 条に基づき、国土強靱化に資する施策の指針として、総合計画との整合を図りながら策定するものです。また、国土強靱化に関し、出雲市が有する様々な計画の指針となるものです。



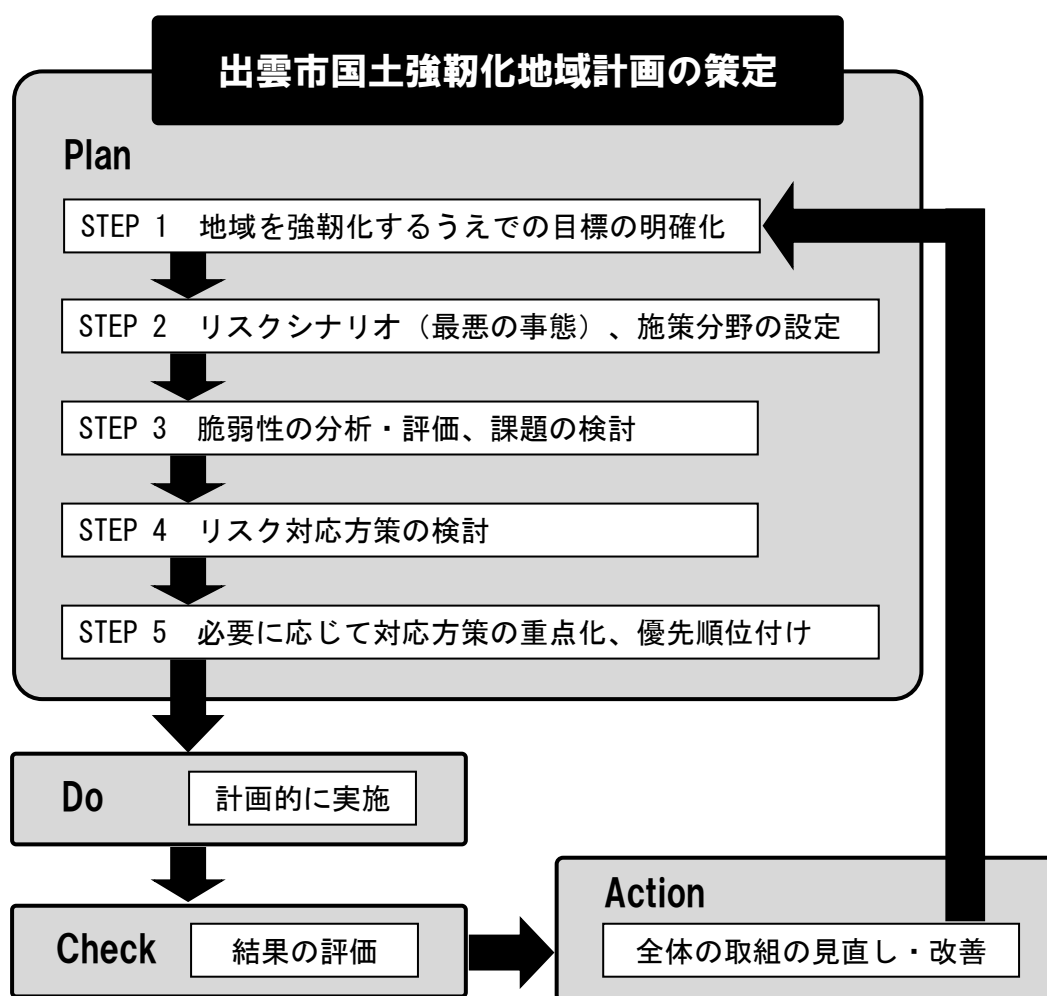
3 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間とします。ただし、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

本計画は、本市の「総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など他の計画との整合・連携を図り、PDCAサイクルを繰り返して、効率的・効果的な施策の推進を図ります。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行います。



Ⅱ 出雲市の地域特性

1 地勢

本市は、島根県の東部に位置し、北部は島根半島、中央部は斐伊川と神戸川の二大河川により形成された出雲平野、南部は中国山地で構成されており、面積は624.36 km²を有し、海岸線は106 kmにも及んでいます。

日本海に面した島根半島は、リアス式海岸と宍道湖北山山系で形成されています。北山山系は、200m～500m程度の山が連なる山地であり、その地質は重粘土か、もろい岩石地帯です。また、出雲平野は、斐伊川と神戸川が内湾を埋積してできた三角州平野で、鋭敏性粘土の厚い沖積地帯となっています。特に、斐伊川流域は、花崗岩の風化地帯で自然流砂が多く、下流部では典型的な天井川を形成しています。さらに、南部の丘陵地帯は、主に火山岩からなる地形で形成されています。



2 気象

本市の気象は、冬季多雨雪の北陸型と夏季多雨の北九州型の間位置しています。年平均気温は14.6℃で、年降水量の平年値は1685.2mmとなっています。夏は太平洋側ほど高温にはならず、比較的過ごしやすいですが、冬は日本海からの寒冷な季節風の影響で低温となり、南部の山間地では積雪が1mを越えることもあります。

近年は、平野部における積雪量は減少傾向にありますが、一方、梅雨前線や秋雨前線、台風の影響を受けることが多くなっています。

気候表（観測地点「出雲」：1981年～2010年の平均値）

月	気温（℃）			降水量 （mm）	平均風速 （m/s）	日照時間 （時間）
	最高	最低	平均			
1	8.1	1.0	4.6	118.6	2.7	55.7
2	8.9	0.6	4.8	98.2	2.6	79.8
3	12.2	2.3	7.4	121.9	2.5	134.3
4	17.9	6.4	12.4	109.5	2.4	183.9
5	22.2	11.3	16.9	135.1	2.2	206.0
6	25.7	16.4	20.9	204.1	2.1	162.2
7	29.1	21.3	25.0	250.1	2.1	177.4
8	31.1	22.0	26.2	122.7	1.9	211.4
9	26.8	17.8	22.0	186.2	1.9	150.8
10	21.7	11.2	16.3	109.1	1.8	158.5
11	16.2	6.6	11.4	120.8	2.0	107.7
12	11.1	3.1	7.2	125.6	2.5	72.9
年	19.2	10.0	14.6	1685.2	2.2	1693.2

（出典）松江地方気象台

3 人口

近年の本市の人口（国勢調査人口）は、平成12年（2000年）の173,776人をピークに自然減等の理由から減少に転じていましたが、外国人人口の急増により、平成27年（2015年）に171,938人と、再び増加に転じました。

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）の減少傾向が続いている一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。

また、地域別人口では、企業や商業施設の集積が進む出雲地域や斐川地域の人口が増加する一方、他の地域では減少傾向が続いており、特に山間部や海岸部では、その傾向が顕著になっています。

4 過去の災害

本市は、一級河川の斐伊川や神戸川をはじめとする大小さまざまな河川が貫流し、北部には北山山地、南部には中国山地を擁しており、幾たびの大規模な水害や土砂災害に見舞われています。

出雲地方において、過去に発生した風水害や、影響のあった地震は次のとおりです。

(1) 風水害（土砂災害）

【種別】 発生日	被害状況
【暴風雨（台風）】 昭和 18 年 9 月 20 日	総雨量 300mm 超（9 月 18 日～9 月 20 日）／最大風速 25.7m（浜田市）／概要 主に石見地方で被災（明治以降、最大規模）。 ／出雲市被害 死者 4 名、全壊 34 戸、半壊 59 戸、床上浸水 226 戸、耕地流出 14 町歩（旧出雲市）。斐伊川＝上津、阿宮、出西、川跡、鳶巣の堤防決壊により、家屋の流出・倒壊・浸水、耕地の埋没・流出多数。平田町にて浸水。神戸川＝馬木、古志、西園の堤防決壊により、家屋の流出・浸水、耕地の埋没多数。土砂災害＝鳶巣、高浜にて土石流発生。高浜、古志にて山崩れ。
【台風】 昭和 19 年 9 月 17 日	総雨量 154mm／最大風速 40m／概要 石見部を中心に被災。／出雲市被害 全壊 19 戸、半壊 16 戸（旧出雲市）。前年に比べて被害は少なかったが、前年の被災箇所が再度被害を受ける。西園にて、流出 3 戸、浸水 290 戸、耕地浸水 417 町歩、耕地埋没 4 町歩。
【台風】 昭和 20 年 9 月 17 日	総雨量 337mm（掛谷、9 月 15 日～9 月 18 日）／最大風速 28.8m（松江市）／概要 枕崎台風／出雲市被害 死者 1 名、流出 5 戸、倒壊 11 戸、浸水 580 戸。斐伊川＝上津、阿宮、出西にて決壊。平田町にて、宍道湖の水位上昇による浸水被害多数。土砂災害＝西林木町（伊努谷川）の被害は大きく、流出 5 戸、耕地埋没多数等。
【豪雨】 昭和 36 年 7 月 4 日	総雨量 223mm（出雲、7 月 3 日～7 月 4 日）／概要 梅雨前線豪雨／出雲市被害 死者 8 名、全壊 29 戸、半壊 47 戸、床上浸水 511 戸。中小河川＝増水・氾濫、堤防・道路の決壊、山崩れ等の被害続出。稗原をはじめとする山沿いの地域の被害甚大。
【豪雨】 昭和 39 年 7 月 18 日	総雨量 250mm 超（出雲、7 月 18 日～7 月 19 日）／概要 山陰・北陸豪雨。7 月 8 日から 15 日も連日雨が降り、その間の出雲の合計雨量は 272mm。／出雲市被害 死者・不明者 79 名、全壊 272 戸、半壊 224 戸、床上浸水 2,932 戸、床下浸水 8,893 戸。中小河川の堤防決壊や氾濫が各地で発生。土砂災害＝出雲市の南部、斐川町の南部等を中心に各所で発生し、多くの人がある犠牲となった。

【種別】 発生年月日	被害状況
【豪雨】 昭和 47 年 7 月 9 日	総雨量 524mm (出雲、7 月 9 日～7 月 14 日) / 概要 昭和 47 年 7 月豪雨。明治 26 (1893) 年以来 80 年ぶりといわれる宍道湖の氾濫により、周辺市町村で床上浸水が多数発生するなど、甚大な被害をもたらした。/ 出雲市被害 全壊 9 戸、半壊 23 戸、床上浸水 2,063 戸、床下浸水 2,652 戸。宍道湖沿岸の平田・斐川地域で広範囲にわたり浸水。東園、古志、塩冶、船津、上島、阿宮でも浸水被害が発生。斐伊川、神戸川いずれも堤防決壊寸前となった。
【台風】 平成 3 年 9 月 27 日	最大瞬間風速 56.5m (松江、観測史上最大) / 概要 台風 19 号。島根半島直近の日本海を通過。/ 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 46 戸、停電は市内全地区、不通電話 807 件。強風のため看板、トタン、屋根瓦が飛び、樹木や電柱に大きな被害。
【豪雨】 平成 9 年 7 月 7 日	総雨量 305mm (出雲、7 月 7 日～7 月 12 日) / 概要 梅雨前線豪雨 / 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 2 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 484 戸。土砂災害 = 奥宇賀の布勢川にて土石流発生。
【豪雨】 平成 18 年 7 月 17 日 ～7 月 19 日	総雨量 460mm (波多、7 月 16 日～7 月 19 日) / 概要 平成 18 年 7 月豪雨。県内各地の日降水量、1 時間降水量の観測値が統計開始以来 7 月の第一位を記録。出雲市被害 死者 3 名、半壊 2 戸、床上浸水 133 戸、床下浸水 70 戸他。神戸川 = 所原の堤防決壊により、浸水家屋 115 戸、浸水面積 105.9ha。乙立で、浸水家屋 42 戸、浸水面積 26.9ha。
【豪雨】 令和 3 年 7 月 4 日 ～7 月 13 日	総雨量 460.5 mm (松江、7 月 4 日～7 月 12 日) / 概要 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨。7 月 7 日松江市及び出雲市に災害救助法適用。雲南市及び飯南町に局地激甚災害指定 / 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 8 戸、床上浸水 45 戸、床下浸水 281 戸 / 陸上自衛隊出雲駐屯地が猪目町にて道路啓開を実施 (7 月 7 日～7 月 8 日) / 避難情報 7 月 7 日～9 日、12 日に、避難指示を発令。指定避難所を最大 50 か所開設。

(2) 地震 (津波)

【名称】 発生年月日	規模 (M)	震源及び被害状況
【安政南海地震】 1854 年 12 月 24 日 (安政元年 11 月 5 日)	8.4 ～8.5	震源 紀伊半島沖 / 津波 最大 16.1m / 被害 死者数千人、倒壊 3 万棟以上。前日発生した安政東海地震と合わせ、地震の揺れと津波により、関東から九州までの広範囲で甚大な被害。出雲市 杵築大社で全壊 150 棟。大津、今市でも全壊多し。各地で液状化による農地被害が多発。

【名称】 発生年月日	規模 (M)	震源及び被害状況
<p>【浜田地震】 1872年3月14日 (明治5年2月6日)</p>	7.1	<p>震源 浜田市沖／被害死者 551 人、全壊 4,506 棟、半壊 6,072 棟。出雲市 大社入南で耕地 5 町歩が地盤沈下、死者 2 人、全壊 113 棟、半壊 89 棟。神門楯縫出雲の三郡（現在の出雲市の大部分）震動最も甚大（死者 26 人）</p>
<p>【昭和南海地震】 1946年12月21日 (昭和21年12月21日)</p>	8.0	<p>震源 紀伊半島沖／津波 4～6m（高知、三重、徳島沿岸）／被害 死者 1,330 人、全壊 11,591 棟、半壊 23,487 棟、流出 1,451 棟、焼失 2,598 棟。被害は中部以西の日本各地にわたる（高知県・徳島県・和歌山県が中心）。津波が静岡県から九州までの海岸に来襲。出雲市大社町の大鳥居・馬場から遙堪村の鍮が崎に至る線上で、家屋の倒壊 100 棟（内 24 棟は全壊）に及び、5 人の死者が出た。平田でも被害発生。</p>
<p>【島根県中部地震】 1978年6月4日 (昭和53年6月4日)</p>	6.1	<p>震源 島根県中部（三瓶山付近）／被害 住家半壊・一部損壊 60 棟。主な被害地：大田市、頓原町、邑智町。この地域では最大級の地震。出雲市 住家一部損壊：佐田町 13 棟、多伎町 5 棟。非住家半壊：佐田町 1 棟。</p>
<p>【日本海中部地震】 1983年5月26日 (昭和58年5月26日)</p>	7.7	<p>震源 秋田県沖／津波 5～6m（青森、秋田沿岸）／被害 日本海側で発生した地震では最大級の規模。死者 104 人、全半壊 3,049 棟、船舶被害 706 隻。津波被害は日本海沿岸の 8 道県の広い範囲におよぶ。地震発生後、7～8 分で第一波が到達したため、犠牲者のほとんどが津波によるもの。島根県 津波により、隠岐・島根半島を中心に負傷者 5 人、住宅床上浸水 141 棟、床下浸水 277 棟、漁船被害 319 隻。出雲市 小伊津・釜浦などで海底が露出し、漁船数隻に被害。</p>
<p>【北海道南西沖地震】 1993年7月12日 (平成5年7月12日)</p>	7.8	<p>震源 北海道南西沖／津波 最大 29m（奥尻島沿岸）／被害 死者・不明者 231 人、全半壊 1,009 棟、漁船被害 1,514 隻。津波は、北海道から九州にかけての日本海沿岸に来襲。地震発生後、2～4 分で第一波が到達したため、犠牲者のほとんどが津波によるもの。島根県 津波により、隠岐・島根半島を中心に被害が出る。住宅床上浸水 5 棟、床下浸水 78 棟、漁船被害 93 隻。</p>

【名称】 発生年月日	規模 (M)	震源及び被害状況
<p>【鳥取県西部地震】 2000年10月6日 (平成12年10月6日)</p>	7.3	<p>震源鳥取県西部／被害負傷者182名、住家全壊435棟、半壊3,101棟、一部損壊18,544棟。日本海沿岸の地震では最大級。島根県負傷者11名、住家全壊34棟、半壊576棟、一部損壊3,456棟。県内の主な被害地：安来市、伯太町、八束町。出雲市震度4。住家一部損壊：平田市6棟、湖陵町1棟。</p>
<p>【島根県西部を震源とする地震】 2018年4月9日 (平成30年4月9日)</p>	6.1	<p>震源島根県西部／被害負傷者9名、住家全壊16棟、半壊58棟、一部損壊556棟。主な被害地：大田市 出雲市震度5弱。軽傷者3名。</p>

Ⅲ 基本的な考え方

本市が、国土強靱化に取り組むにあたっての目標及び基本的な方針は、国・県の強靱化計画を踏まえ、次のとおりとします。

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- (4) 迅速な復旧復興を図ること。

2 基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- (5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

3 基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（道路・河川堤防等の整備、防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる。
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ④ 「経済」「社会」「環境」の相乗的な好循環を継続させるよう「事前に備えること」を明確化し、その備えを実現させることでSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する。

(3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ AI、ICT等のデジタルの力を最大限に活用する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

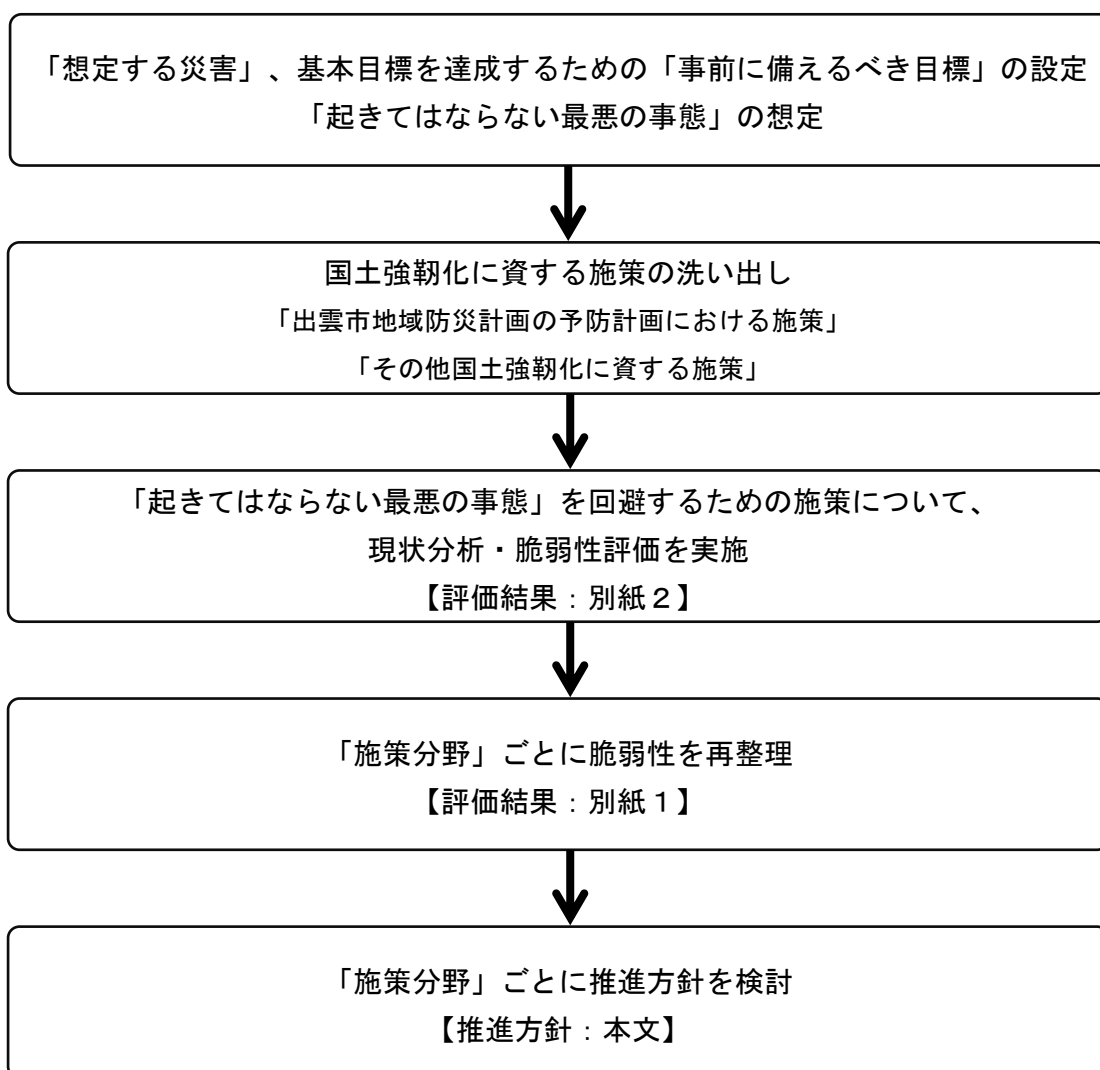
- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

IV 脆弱性評価と推進方針の検討

基本法においては、国土強靱化の推進を図るうえで必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行ったうえで、実施されるべき施策を定めるものとされています。

本市では、国・県の強靱化計画を参考とし、次の実施手順と枠組みにより脆弱性評価及び推進方針の検討を行いました。

1 実施手順



2 枠組み

(1) 想定する災害

大規模自然災害は、一度発生すれば広範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とします。

(2) 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで行うこととされており、次表のとおり「事前に備えるべき目標」別に「起きてはならない最悪の事態」を想定しました。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	火山噴火、土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2の横断的分野を設定しました。

《個別施策分野》

- ① 行政機能
- ② 住宅・都市・土地利用
- ③ 保健医療・福祉、教育
- ④ エネルギー、ライフライン
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 経済産業
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

《横断的分野》

- ⑩ 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- ⑪ 横断的分野（老朽化対策）

4 脆弱性評価と推進方針

本市では、出雲市地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、2（2）の「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価しました。

そのうえで、3の施策分野ごとに脆弱性を再整理し、施策分野ごとに推進方針を検討しました。

V 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、出雲市の強靱化に向けて取り組みます。

1 行政機能

(1) 防災活動体制の強化

(災害対策本部体制の強化)

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。(防災安全課)

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。(防災安全課ほか)

(広域応援協力体制の強化)

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し、広域的な支援・協力体制を強化する。
(防災安全課・消防本部警防課)
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。(防災安全課・消防本部警防課)

(地域の防災力の強化)

- ・防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化を図る。(消防本部警防課)
- ・消防団員の確保にあたっては、移住者、女性等の入団を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。(消防本部警防課)
- ・地域消防力の向上に向け、消防本部が不要とした消火活動に必要な資機材の無償譲渡や火災や訓練等へ出場した自衛消防組織に対する報償費の支給など、自衛消防組織の活動支援を行う。(消防本部警防課)
- ・地域防災力の向上に向け、防災士の育成等を促すとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。(防災安全課)

- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組みとともに、合同の防災訓練等を行う。
(防災安全課・消防本部警防課)
- ・各学校、医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練を実施する。
(防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)
- ・各学校で避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。(学校教育課)

(2) 救急・救助体制の整備、火災予防

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時における消防対応力を強化するため、救急・救助体制の強化と各種装備・資機材等の充実に努める。(消防本部警防課)

(消防団等の育成強化)

- ・学生ボランティアサポート隊や消防団マスコットキャラクターを活用し、消防団のイメージアップを図るとともに、消防団の活動や必要性を広く市民に理解してもらい、加入促進に繋げる。また、地域コミュニティと連携した勧誘活動及び消防団員を雇用する事業所の理解を深めていく取組を進める。
(消防本部警防課)
- ・団幹部、新入団員訓練をはじめ県消防学校への入校等により、消防団活動に必要な基礎知識の習得からより実践的な教育訓練を受ける機会を充実させる。
(消防本部警防課)

(3) 行政機能の維持

(業務継続性の確保)

- ・災害発生時に業務継続計画等の実効性を確保し高めていくため、職員等への教育や訓練を着実に実施するとともに、計画等を定期的に点検、是正し、習熟を図る。(防災安全課)

(ICT部門における業務継続)

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、ICT部門業務継続計画に基づき必要な体制を整備する。また、災害対応力を高め、これを維持するため訓練を実施するとともに、計画を適宜見直しする。
(情報政策課)

- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。（情報政策課）

（４）防災施設等の整備

（防災拠点の管理・運営）

- ・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、防災拠点を適正に管理・運営する。また、防災関連施設等の整備・充実を促進する。

（防災安全課）

（情報通信設備等の非常電源装置の燃料の確保）

- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売事業所との協定に基づく供給体制の整備を図る。

（防災安全課・消防本部指令課）

（災害用臨時ヘリポートの整備）

- ・災害時における消防・救急活動や、空路による緊急物資輸送体制の確保のため、臨時ヘリポートを事前に選定しておく。（防災安全課・消防本部警防課）

（５）防災訓練

（防災訓練）

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。

（防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）

（家庭の防災力の強化）

- ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、各地域の防災訓練への参加促進等に努める。

（防災安全課）

- ・住民を対象とした、防災講習、ワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び市の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。（防災安全課）

- ・住民等が自ら水害の危険性や避難の方法を理解し、適切な避難行動をとれるよう促すことにより、人的被害の軽減を図るため、ハザードマップを作成・配布する。（防災安全課）

- ・住民に対して、住宅・ブロック塀等の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修等の補助制度の周知を図り、更なる住宅及び付属するブロック塀等の耐震化を促す。（建築住宅課）
- ・家庭での室内安全対策として、家具・家電製品等の転落・転倒防止対策や配置方法の周知啓発を行う。（防災安全課・建築住宅課）
- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。（消防本部予防課）

2 住宅・都市・土地利用

(1) 建築物の災害予防

(建築物の災害予防)

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるとともに、火災の発生を防止するため、民間の住宅・建築物の耐震化や老朽危険建築物等の除却を促進する。

(建築住宅課)

- ・公共施設については、既存建築物のうち不特定多数の者が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震発生時における安全性の向上を図るため、早期に耐震診断を行うなどして、施設の更新時期等を勘案しながら、計画的に耐震性の強化・確保に努める。また、老朽化している施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。

(行政改革課・建築住宅課・施設所管課)

- ・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の防火構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。(建築住宅課)

- ・住民に対して、建築物・住宅・ブロック塀等の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修等の補助制度の周知を図り、更なる建築物等の耐震化を促す。(建築住宅課)

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の安全確保のため、家具の固定の必要性の啓発を進め、固定の実施を促す。(防災安全課・建築住宅課)

- ・地震の際に、多数の者が利用する建築物の安全確保のため、天井や外壁等の非構造部材の耐震改修の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。

(建築住宅課)

- ・災害時にエレベーター利用者の安全確保のため、閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(建築住宅課)

- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。(福祉推進課・高齢者福祉課)

- ・市営住宅は、老朽化が進んでいるものも見られることから、維持補修、更新等を計画的に進める。(建築住宅課)

- ・小学校及び中学校の校舎耐震化を進める。(教育施設課)

- ・空家等の所有者に対して適正管理に対する意識の醸成を図るとともに、老朽化し危険な空家等は除却を促す。(建築住宅課)

- ・特定空家等は所有者等による除却を基本とするが、措置を講じる必要がある場合は、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性などを考慮しつつ、空家等対策の推進に関する特別措置法、国ガイドラインに基づき、適切に対応を行う。（建築住宅課）
- ・NPOや民間事業者との連携体制の構築、活動支援を行い、空家等の発生予防及び流通・利活用を促す。（建築住宅課）
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。
（道路河川維持課・建築住宅課）

（工作物対策）

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、点検、補強等に努めるよう指導するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、生垣やフェンス等倒壊の危険性の低い工作物への転換を促す。
（都市計画課・建築住宅課）
- ・地震や暴風の際に道路等での安全を確保するため、屋外広告物設置者（管理者）に対し老朽化した屋外看板等の点検、補修、補強等の落下・飛散・倒壊防止対策を実施するよう啓発に努める。（建築住宅課）

（２）応急仮設住宅、危険度判定

（地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備）

- ・大規模地震あるいは降雨等により、宅地が広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定により、被害状況を迅速に把握し、二次災害等の発生を防ぐものとする。また、「島根県被災宅地危険度判定地域連絡協議会」と連携を図りながら、宅地判定士の養成等体制の整備に努める。（都市計画課）
- ・大規模地震により被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうかの判定作業については、民間事業者の協力を得ながら進めていく必要があり、被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に努める。（建築住宅課）

（り災証明書の発行体制の整備）

- ・各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。（総務課・市民税課ほか）

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・島根県への支援要請を含め、応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制整備を行う。(建築住宅課)

(3) 都市づくり・土地利用

(防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進)

- ・都市防災を推進するため、必要に応じて適正かつ安全な土地利用の方向性を検討していく。(都市計画課)
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、道路等の都市基盤施設の整備を進める。(都市計画課)
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な整備・維持管理を積極的に推進する。(都市計画課)
- ・土砂災害防止法に基づく各種広報、防災学習会、ハザードマップ等により土砂災害警戒区域等の周知を図る。(防災安全課)
- ・火災の延焼を防止するため、防災対策の普及啓発を進め、建築物の不燃化を促進する。(建築住宅課)
- ・火災の延焼防止を図るため、街路整備を推進する。(都市計画課)

(液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、市有施設的设计に生かす。(建築住宅課)
- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。(農林基盤課・道路建設課)
- ・地震発生時に、落石や法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する。(農林基盤課・道路建設課)

(地籍調査の推進)

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るため、引き続き国・県と連携して地籍調査事業を促進する。(地籍調査課)

(4) 危険物施設の安全化

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るとともに、消防本部は、危険物施設の管理に関する指導及び普及啓発を引き続き推進する。(消防本部予防課)

(火薬類施設の予防対策)

- ・地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく立入検査等により火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図る。(消防本部予防課)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態を把握するとともに、関係機関と連携し各法令に基づく規制の強化に努める。(消防本部予防課)

3 保健医療・福祉、教育

(1) 保健・医療救護体制の強化

(医療救護体制の強化)

・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時から関係機関相互の情報共有を推進する。

(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)

・県や医師会等の関係機関と連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について、平時から関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。

(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)

・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)

(防疫・保健衛生体制の強化)

・感染症等の発生、拡大を未然に防止するため、被害の状況に応じて迅速適切な防疫体制がとれるよう活動方法・内容についての訓練、準備に努める。

(健康増進課・環境政策課)

・避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、密集状態の回避に向けた取組を進めるとともに、マスク、消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄に努める。(防災安全課・福祉推進課)

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平時からその確保に努める。(防災安全課・環境政策課)

(被災者の健康管理)

・医療・保健機関、県と連携を図りながら、避難所等における健康管理体制を整備する。(健康増進課)

・避難生活における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報の周知・啓発を図る。(健康増進課)

(動物愛護管理体制の整備)

- ・家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が発生しないよう平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(環境政策課)

(2) 要支援者対策

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・「避難行動要支援者名簿」を活用し、関係機関、団体等との協力を得て、避難行動要支援者の避難の支援体制を構築する。
(防災安全課・福祉推進課)

(3) 各施設の災害予防

(社会福祉施設等における対策)

- ・社会福祉施設においては、各施設の防災・避難計画の策定による防災訓練や情報伝達訓練等の実施を促進する。また、関係機関、関係者で災害に対する課題等を共有認識する。(福祉推進課・高齢者福祉課)
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、避難確保計画を整備するよう指導する。(防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課)

(学校等の避難計画の策定)

- ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。(学校教育課)
- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、改修の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。(教育施設課)
- ・保育園・認定こども園、児童クラブ、子育て支援センター等の施設間の連絡・連携体制の構築に努める。(子ども政策課・保育幼稚園課)

4 エネルギー・ライフライン

(1) エネルギー対策

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化等の視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組を支援する。(環境政策課)

(2) ライフライン施設の安全化

(電気施設の安全化)

- ・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策を講ずる。(環境政策課)
- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について保安規程に基づき適切に対応する。(環境政策課)

(ガス施設の安全化)

- ・地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、地震・津波対策の徹底を図る。(消防本部予防課)
- ・ガス販売事業者に対し、高圧ガス等の漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う。消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。(消防本部予防課)

(水道施設の安全化)

- ・水道施設の安全性を確保し、被害の軽減を図るため、計画的な耐震化、耐水化と施設の更新を着実に進める。(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の応急給水確保のため、既存配水池への緊急遮断弁の設置や緊急貯留槽等の整備を行い、貯水量の確保を図る。(上下水道局水道施設課)
- ・災害に備え、平時から日本水道協会島根県支部等の関係機関との連携強化を図るとともに、応急給水のための給水車の整備、給水袋及び復旧用資機材等の十分な量の確保に努める。(上下水道局水道施設課)
- ・水道施設等の災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、市及び日本水道協会が行う防災訓練への定期的な参加や、独自の防災訓練の実施により、職員の技術力向上に努め、こうした訓練の実施と検証により、実効性の高い危機管理マニュアルの充実を図る。
(上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課)

(3) 原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全対策の推進)

- ・出雲市、安来市、雲南市及び中国電力㈱の四者で締結している「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、平時及び異常時における連絡、現地確認等を実施し、市民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力防災学習会の開催等による原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。（防災安全課）
- ・島根原子力発電所2号機及び3号機の新規制基準に基づく安全対策については、審査状況をよく把握し、安全協定に基づき適切に対応する。（防災安全課）
- ・廃止措置中の島根原子力発電所1号機についても、2号機及び3号機と同様に、安全協定に基づき適切に対応する。（防災安全課）

(原子力防災対策の推進)

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。（防災安全課）
- ・通信連絡体制の整備、原子力防災資機材の整備、防災業務関係者の人材育成、安定ヨウ素剤の配布等を行う。（防災安全課）
- ・原子力災害対策指針の改定等を受け、必要に応じて地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を見直すほか、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における原子力防災体制の充実を図る。（防災安全課）

5 情報通信

(1) 情報伝達体制の整備

(情報通信体制の整備)

- ・災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備を進め、訓練等を通じた各種システムの使用法の習熟、災害時の支援要請先の把握、情報収集処理体制の強化などを推進する。

(防災安全課)

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・防災行政無線について、戸別受信機の整備エリアを拡大し、市内全域で防災情報の放送を行う。(防災安全課)
- ・市民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。(広報課・防災安全課)
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(情報政策課)
- ・外国人住民に対する多言語(やさしい日本語)による防災情報提供及び災害情報伝達を行うため、情報発信体制を整備する。(政策企画課・防災安全課)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。(広報課)

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進めるため、事業者と連携して普及促進を図る。(防災安全課)

6 交通・物流

(1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・災害時における避難や救急活動及び物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道等の整備促進を国・県に働きかける。(建設企画課)
- ・緊急輸送道路や近隣自治体へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(道路建設課・都市計画課)
- ・地震等の災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、緊急輸送道路等重要道路の橋梁耐震化、無電柱化、法面等の危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
(道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、市道、農道、集落道、林道関連道の整備を着実に進める。(農林基盤課・道路建設課)
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する。(道路河川維持課)
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(道路建設課・道路河川維持課・建築住宅課)
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。
(農林基盤課・道路河川維持課)
- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する。(道路河川維持課)

(2) 交通規制体制の整備等

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(農林基盤課・道路河川維持課)

(3) 輸送体制の整備

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時から防災訓練等を通じて連携強化を図る。(防災安全課)

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・ 救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。(防災安全課・会計課)

(道路寸断への対応)

- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
(農林基盤課・道路河川維持課)
- ・ 災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し、必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】(農林基盤課・道路河川維持課)

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・ 災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。(交通政策課)

(4) 調達体制の整備

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・ 災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。
(防災安全課)
- ・ 災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時から防災訓練等を通じて連携強化を図る。(防災安全課・会計課)
- ・ 食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。
(防災安全課・農業振興課)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・ 燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(防災安全課)

7 経済産業

(1) 企業における防災対策等

(事業者における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。（防災安全課）
- ・県等の関係機関と連携し、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進する。（防災安全課・商工振興課）
- ・企業（事業所）に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。（防災安全課）

(2) 帰宅困難者対策

(帰宅困難者への対応)

- ・帰宅困難者の支援を行うため、民間事業者との協定締結を推進し、支援事業者の拡大を目指す。（防災安全課）
- ・大規模集客施設等の管理者に対して、誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。（防災安全課）

(観光客の安全確保)

- ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。（防災安全課・観光課）
- ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。（防災安全課・観光課）

(3) 農林水産基盤の強化

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業用排水施設等の機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備や老朽化、機能保全対策を推進していく。（農林基盤課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所については、市ホームページや広報紙等で市民へ情報提供する。

（農林基盤課）

(食料生産基盤の整備)

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。(農林基盤課)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金等による支援をしていく。(農業振興課)

8 国土保全

(1) 河川等の災害防止

(河川等の氾濫の防止対策)

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修、治水対策の推進を国・県に働きかける。また、市河川については、適正な維持管理に努める。(建設企画課・道路河川維持課)
- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、出水に迅速に対応できる体制を確立する。(防災安全課)
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。(防災安全課)
- ・河川の水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。
(農林基盤課・道路河川維持課)

(2) 土砂災害等の災害防止

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・山地災害の防災・減災を図るため、砂防・治山施設の拡充のハード対策を県に働きかけるとともに、的確な避難行動を行うためのソフト対策を組み合わせる。
(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)
- ・老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)や砂防関係施設については、県や関係機関と調整を行い、計画的に補修・更新等長寿命化対策の実施を推進する。(農林基盤課・森林政策課・建設企画課)
- ・山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を未然に防止するため、区域指定と対策工事の実施を県に働きかけ、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対し危険箇所の周知に努める。
(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)
- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン内)等の危険住宅に対して、がけ地近接等危険住宅移転事業等により、移転促進を図る。(建築住宅課)

(森林整備の実施)

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、土砂流出防止対策としての治山事業にあわせ森林整備対策を一体的に行うよう関係機関と連携して整備にあたる。
(森林政策課)

9 環境

(1) 生活環境に関する施設等の安全化

(下水道施設の安全化)

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設の耐震化、耐水化を図るとともに、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。また、老朽化している施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合等を検討していく。

(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

- ・公共下水道施設の改築更新履歴等の情報をデータベース化し、計画的な老朽化対策等の推進を図る。(上下水道局下水道管理課)
- ・災害発生時には、応急復旧活動が広域的に展開されることに備え、宍道湖西部浄化センターや社団法人日本下水道協会等との連携体制の強化を図る。また、業務継続計画（BCP）の見直し等を行いながら災害対応力の充実に努める。(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(農業・漁業集落排水の機能保全)

- ・農業・漁業集落排水施設等について、最適整備構想及び機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に実施する。また、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合、耐震化、耐水化等を検討していく。

(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(合併処理浄化槽設置の促進)

- ・災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽からの転換を促進するため、合併処理浄化槽の設置経費に対する支援を実施する。

(上下水道局下水道管理課)

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき近隣の市町村や業界団体との連携など廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。

(環境施設課)

(し尿処理体制の整備)

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣自治体や業界団体との連携等により、し尿処理の体制整備を進める。(環境施設課)

10 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

（1）避難訓練

（避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・「避難行動要支援者名簿」を活用し、関係機関、団体等との協力を得て、避難行動要支援者の避難の支援体制を構築する。【再掲】
（防災安全課・福祉推進課）

（2）防災組織等の活動環境の整備

（自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団が実施する訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
（防災安全課・市民活動支援課・消防本部警防課）

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。（市民活動支援課）
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座等の活動を実施する。
（市民活動支援課）
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
（政策企画課・市民活動支援課）
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの養成や普及啓発に努める。（福祉推進課・市民活動支援課）

（災害復旧の担い手の確保）

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、県や建設業界団体と連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。（管財契約課）

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・「風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。
(防災安全課・道路河川維持課)

(地域コミュニティの維持)

- ・自治協会等が行う自治会加入を促進する取組を支援するとともに、様々な機会を通じて自治会加入を呼びかける。(自治振興課)
- ・外国人住民に対して、地域社会の制度や仕組みをわかりやすく伝え、自治会加入や地域活動等への参加を促進する。(政策企画課・自治振興課)
- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、安心して住み続けられる中山間地域づくりに向け、県、関係団体、地域住民と一体となって取組を推進する。(自治振興課)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金等による支援をしていく。【再掲】(農業振興課)

(3) 防災教育

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・市の職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、市民に対し、広報媒体や出前講座等を通じて防災知識の普及啓発を図る。
(防災安全課)
- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、市民に普及啓発を図る自主防災組織等の取組を支援する。(防災安全課)
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、外国人住民も参加しやすい防災・減災への取組・研修会の開催に努める。
(政策企画課・防災安全課)

(学校教育における防災教育)

- ・学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組など、

震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる
児童生徒の育成を図る。（学校教育課・児童生徒支援課）

1 1 横断的分野（老朽化対策）

（建築物の老朽化対策）

- ・市有建築物の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設所管課において施設の長寿命化等を計画的に進める。（行政改革課・施設所管課）

（農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める。（農林基盤課・水産振興課）

（公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化修繕計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める。（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において道路施設の維持管理等に関する情報共有等を行いながら、老朽化対策の強化を図っていく。（道路建設課）

《別紙 1》施策分野ごとの脆弱性評価

1 行政機能

(1) 防災活動体制の強化

(災害対策本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、このような状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。（防災安全課）

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。（防災安全課ほか）

(広域応援協力体制の強化)

- ・市だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
（防災安全課・消防本部警防課）
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。（防災安全課・消防本部警防課）

(地域の防災力の強化)

- ・防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化が必要である。（消防本部警防課）
- ・消防団員の確保や自衛消防組織の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。
（消防本部警防課）
- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。
（防災安全課・学校教育課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）

(2) 救急・救助体制の整備、火災予防

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると想定されるため、災害対応に必要な体制の強化や各種装備・資機材等を充実させる必要がある。

(消防本部警防課)

(消防団等の育成強化)

- ・消防団は地域防災活動の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。(消防本部警防課)
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。

(消防本部警防課)

(3) 行政機能の維持

(業務継続性の確保)

- ・災害により庁舎や職員が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画の習熟を図る必要がある。(防災安全課)

(ICT部門における業務継続)

- ・業務の実施・継続には、情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠であり、被災時にできるだけ速やかに復旧を図る必要がある。(情報政策課)

(4) 防災施設等の整備

(防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時には、防災中枢機能を担う庁舎及び指定避難所に加えて、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、各防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。(防災安全課)

(情報通信設備等の非常電源装置の燃料の確保)

- ・非常用発電機燃料の確保のため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。(防災安全課・消防本部指令課)

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時における消防・救急活動や緊急物資の輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。(防災安全課・消防本部警防課)

(5) 防災訓練

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。

(防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)

(家庭の防災力の強化)

- ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。

(防災安全課・建築住宅課・消防本部予防課)

2 住宅・都市・土地利用

(1) 建築物の災害予防

(建築物の災害予防)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。
（行政改革課・福祉推進課・高齢者福祉課・建築住宅課・教育施設課ほか）
- ・空家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促す必要がある。
（建築住宅課）
- ・所有者等が不明な特定空家等は略式代執行により除却を行う必要がある。
（建築住宅課）
- ・NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みの構築が必要である。（建築住宅課）

(工作物対策)

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、耐震対策等に努めるよう促す必要がある。（都市計画課・建築住宅課）
- ・暴風、地震等により屋外広告物が落下・飛散または倒壊し、被害を拡大させる懸念があるため、屋外広告物設置者（管理者）に対し落下・飛散・倒壊防止対策を促す必要がある。（建築住宅課）

(2) 応急仮設住宅、危険度判定

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震等により被災した宅地及び建築物の危険性を判定し、二次災害等の発生を防ぐ必要があることから、被災宅地危険度判定士の養成等体制の整備と、被災建築物応急危険度判定士の派遣応援等体制の整備が必要である。
（都市計画課・建築住宅課）

(り災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた場合、り災証明書の交付が遅れる可能性があることから、体制を整備することが必要である。（総務課・市民税課ほか）

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅を迅速に確保できる体制の構築が必要である。（建築住宅課）

(3) 都市づくり・土地利用

(防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進)

- ・あらゆる災害のリスクを想定し、安全性を考慮した土地利用を図る必要がある。(都市計画課)
- ・市街地では、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地・建物の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。
(防災安全課・都市計画課・建築住宅課)

(液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・大規模地震発生時には、沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、公共建築物や道路施設等においても、それによる被害を防止する必要がある。(農林基盤課・道路建設課・建築住宅課)
- ・地震発生時に、落石や法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する必要がある。(農林基盤課・道路建設課)

(地籍調査の推進)

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を目的とする地籍調査事業を促進する必要がある。(地籍調査課)

(4) 危険物施設の安全化

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・地震や河川のはん濫が発生した場合、施設が被災し危険物が広範囲に流出する危険性が高いため、危険物施設の管理に関する指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(消防本部予防課)

(火薬類施設の予防対策)

- ・火薬類施設については、地震等により災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。
(消防本部予防課)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、関係機関及び各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。(消防本部予防課)

3 保健医療・福祉、教育

(1) 保健・医療救護体制の強化

(医療救護体制の強化)

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。

（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。

（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・被災地域は、衛生条件が悪く、感染症等の発生が予想されることから、感染症の発生、拡大を未然防止する必要がある。（健康増進課・環境政策課）
- ・避難所等における新型コロナウイルス感染症への対策が必要となる。

（防災安全課・福祉推進課）

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平時からその確保に努める必要がある。（防災安全課・環境政策課）

(被災者の健康管理)

- ・車中泊等によるエコノミークラス症候群の発症やストレス性疾患が多発しないよう、中長期的な健康管理を行う体制を構築する必要がある。

（健康増進課）

- ・避難時における感染症の感染予防や感染拡大防止を図る必要がある。

（健康増進課）

(動物愛護管理体制の整備)

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じるおそれがある。

（環境政策課）

(2) 要支援者対策

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難の支援体制を構築することが必要である。

(防災安全課・福祉推進課)

(3) 各施設の災害予防

(社会福祉施設等における対策)

- ・情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すことにより、着実な情報伝達手段の運用を行う必要がある。また、情報に応じた避難行動をとれるよう、広報活動の推進、啓発が必要である。(福祉推進課・高齢者福祉課)
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を整備する必要がある。(防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課)

(学校等の避難計画の策定)

- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(学校教育課・教育施設課)
- ・小学校就学前の乳幼児、学校活動以外の児童等の安全で確実な避難が必要である。(子ども政策課・保育幼稚園課)

4 エネルギー・ライフライン

(1) エネルギー対策

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

(産業政策課)

(2) ライフライン施設の安全化

(電気施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。(産業政策課)

(ガス施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。(消防本部予防課)

(水道施設の安全化)

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。(上下水道局水道施設課)
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。(上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課)

(3) 原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全・防災対策の推進)

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。

(防災安全課)

5 情報通信

(1) 情報伝達体制の整備

(情報通信体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等のための体制整備が必要である。

(防災安全課)

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、様々な媒体を活用して災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。(広報課・情報政策課・防災安全課)
- ・外国人住民に対して、多言語(やさしい日本語)による防災情報提供及び災害情報伝達を行う必要がある。(政策企画課・防災安全課)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・災害に関する広報を市民に行き渡らせるため、多様な手段により広報することが必要である。(広報課)

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到等により通信が輻輳した場合、被災地内の親族・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスの利用方法などの定着を図る必要がある。(防災安全課)

6 交通・物流

(1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・ 県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルート確保が必要である。(建設企画課)
- ・ 災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)
- ・ 災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。(道路河川維持課)
- ・ 緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
(道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課)
- ・ 雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。(道路河川維持課)

(2) 交通規制体制の整備等

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・ 道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。
(農林基盤課・道路河川維持課)

(3) 輸送体制の整備

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・ 災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策、防災訓練を確実に実施する必要がある。(防災安全課)

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・ 災害時の救援物資等の輸送手段を確保するとともに、物資備蓄・収集拠点の選定・確保を図る必要がある。(防災安全課・会計課)

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる市道、農道、集落道、林道関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(農林基盤課・道路河川維持課)

- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起こった際の対応の強化に取り組む必要がある。(農林基盤課・道路河川維持課)

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。

(交通政策課)

(4) 調達体制の整備

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。(防災安全課)
- ・災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策を確実に実施する必要がある。(防災安全課・会計課)
- ・流通機能の低下等により被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。(防災安全課・農業振興課)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。(防災安全課)

7 経済産業

(1) 企業における防災対策等

(事業者における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備と事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。（防災安全課・商工振興課）
- ・県等の関係機関と連携し、企業（事業所）と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（防災安全課）

(2) 帰宅困難者対策

(帰宅困難者への対応)

- ・交通インフラや交通機関の被災等により、多くの帰宅困難者が発生することから、民間事業者の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。（防災安全課）

(観光客の安全確保)

- ・県や観光協会等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。（防災安全課・観光課）

(3) 農林水産基盤の強化

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林基盤課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林基盤課）

(食料生産基盤の整備)

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実にを行う必要がある。（農林基盤課）

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農業振興課）

8 国土保全

(1) 河川等の災害防止

(河川等の氾濫の防止対策)

- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事や適正な維持管理の必要がある。(建設企画課・道路河川維持課)
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。(防災安全課)
- ・河川の水門・樋門などの河川管理施設の適正な維持管理と老朽化対策を進める必要がある。(農林基盤課・道路河川維持課)

(2) 土砂災害等の災害防止

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、砂防・治山施設の拡充のハード対策と的確な避難行動を行うためのソフト対策を組み合わせる必要がある。

(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)

- ・山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を未然に防止するため、危険箇所の区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図る必要がある。(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)
- ・土砂災害により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている住宅については、安全な場所に移転を促進する必要がある。

(防災安全課・建築住宅課)

(森林整備の実施)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山事業とあわせ森林整備を実施する必要がある。(森林政策課)

9 環境

(1) 生活環境に関する施設等の安全化

(下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化、耐水化を計画的に進める必要がある。
(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)
- ・公共下水道施設について計画的に老朽化対策及び耐震化、耐水化を進めるため、改築更新履歴等のデータベース化が必要である。
(上下水道局下水道管理課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。
(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(農業・漁業集落排水の機能保全)

- ・農業・漁業集落排水施設等について、機能確保のため施設の老朽化対策等を進める必要がある。(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(合併処理浄化槽設置の促進)

- ・災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽からの転換を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。
(上下水道局下水道管理課)

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、災害発生時は「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境施設課)

(し尿処理体制の整備)

- ・災害時に、し尿処理場が被災し、各家庭のし尿が収集できない等により便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。
(環境施設課)

10 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

（1）避難訓練

（避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難の支援体制を構築することが必要である。【再掲】
（防災安全課・福祉推進課）

（2）防災組織等の活動環境の整備

（自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備する必要がある。（市民活動支援課）
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
（防災安全課・消防本部警防課）

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。（市民活動支援課）
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。
（政策企画課）
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。
（市民活動支援課）
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。
（市民活動支援課）

（災害復旧の担い手の確保）

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。（管財契約課）

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(防災安全課・道路河川維持課)

(地域コミュニティの維持)

- ・中山間地域等では、人口減少の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えている。また、自治会等への加入や自治会等の活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(政策企画課・自治振興課)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】
(農業振興課)

(3) 防災教育

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、市職員及び市民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。
(防災安全課)
- ・災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。
(防災安全課)
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。(政策企画課・防災安全課)

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び学校行事など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。(学校教育課・児童生徒支援課)

1 1 横断的分野（老朽化対策）

（建築物の老朽化対策）

- ・市有建築物の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設所管課において施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。

（行政改革課・施設所管課）

（農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。（農林基盤課・水産振興課）

（公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化修繕計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課）

《別紙2》起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(建築物の災害予防)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。
（行政改革課・福祉推進課・高齢者福祉課・建築住宅課・教育施設課ほか）
- ・空家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促す必要がある。
（建築住宅課）
- ・所有者等が不明な特定空家等は略式代執行により除却を行う必要がある。
（建築住宅課）
- ・NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みの構築が必要である。
（建築住宅課）

(防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進)

- ・あらゆる災害のリスクを想定し、安全性を考慮した土地利用を図る必要がある。（都市計画課）
- ・市街地では、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地・建物の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。
（防災安全課・都市計画課・建築住宅課）

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルート確保が必要である。（建設企画課）
- ・災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。（道路河川維持課）
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。

(道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課)

- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。(道路河川維持課)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

(農林基盤課・道路河川維持課)

(地域の防災力の強化)

- ・防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化が必要である。(消防本部警防課)
- ・消防団員の確保や自衛消防組織の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。

(消防本部警防課)

- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。

(防災安全課・学校教育課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)

(家庭の防災力の強化)

- ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。

(防災安全課・建築住宅課・消防本部予防課)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(河川等の氾濫の防止対策)

- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事や適正な維持管理の必要がある。(建設企画課・道路河川維持課)
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。(防災安全課)
- ・河川の水門・樋門などの河川管理施設の適正な維持管理と老朽化対策を進める必要がある。(農林基盤課・道路河川維持課)

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林基盤課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林基盤課)

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、市職員及び市民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(防災安全課)
- ・災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(防災安全課)
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。(政策企画課・防災安全課)

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び課外活動学校行事など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。(学校教育課・児童生徒支援課)

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)

1－3 火山噴火、土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、砂防・治山施設の拡充のハード対策と的確な避難行動を行うためのソフト対策を組み合わせ土砂災害防止対策を推進する必要がある。(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)

- ・山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を未然に防止するため、危険箇所の区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図る必要がある。（防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課）
- ・土砂災害により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている住宅については、安全な場所に移転を促進する必要がある。（防災安全課・建築住宅課）

（河川等の氾濫の防止対策）

- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事や適正な維持管理の必要がある。【再掲】（建設企画課・道路河川維持課）
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。【再掲】（防災安全課）
- ・河川の水門・樋門などの河川管理施設の適正な維持管理と老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林基盤課・道路河川維持課）

（農業基盤施設の安全化）

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林基盤課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。【再掲】（農林基盤課）

（地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進）

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農業振興課）

（森林整備の実施）

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山事業とあわせ森林整備を実施する必要がある。（森林政策課）

（工作物対策）

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、耐震対策等に努めるよう促す必要がある。（都市計画課・建築住宅課）
- ・暴風、地震等により屋外広告物が落下・飛散または倒壊し、被害を拡大させる懸念があるため、屋外広告物設置者（管理者）に対し落下・飛散・倒壊防止対策を促す必要がある。（建築住宅課）

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、市職員及び市民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。
【再掲】（防災安全課）
- ・災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。
【再掲】（防災安全課）
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。【再掲】（政策企画課・防災安全課）

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び学校行事など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。【再掲】（学校教育課・児童生徒支援課）

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。
【再掲】（防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難の支援体制を構築することが必要である。
（防災安全課・福祉推進課）

(農林水産公共施設の老朽化対策)

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。（農林基盤課・水産振興課）

(公共土木施設の老朽化対策)

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化修繕計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。(道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)

1－4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報通信体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等のための体制整備が必要である。(防災安全課)

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、様々な媒体を活用して災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。(広報課・情報政策課・防災安全課)
- ・外国人住民に対して、多言語(やさしい日本語)による防災情報提供及び災害情報伝達を行う必要がある。(政策企画課・防災安全課)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・災害に関する広報を市民に行き渡らせるため、多様な手段により広報することが必要である。(広報課)

(観光客の安全確保)

- ・県や観光協会等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。(防災安全課・観光課)

(学校等の避難計画の策定)

- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(学校教育課・教育施設課)
- ・小学校就学前の乳幼児、学校活動以外の児童等の安全で確実な避難が必要である。(子ども政策課・保育幼稚園課)

(社会福祉施設等における対策)

- ・情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すことにより、着実な情報伝達手段の運用を行う必要がある。また、情報に応じた避難行動をとれるよう、広報活動の推進、啓発が必要である。（福祉推進課・高齢者福祉課）
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を整備する必要がある。（防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課）

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、市職員及び市民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。
【再掲】（防災安全課）
- ・災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。
【再掲】（防災安全課）
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。【再掲】（政策企画課・防災安全課）

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び課外活動など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。【再掲】（学校教育課・児童生徒支援課）

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。
【再掲】（防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難の支援体制を構築することが必要である。
【再掲】（防災安全課・福祉推進課）

(地域コミュニティの維持)

- ・中山間地域等では、人口減少の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えている。また、自治会等への加入や自治会等の活動への参加は

減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(政策企画課・自治振興課)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・ 県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。【再掲】（建設企画課）
- ・ 災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

【再掲】

（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課）

- ・ 災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）
- ・ 緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】

（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）

- ・ 雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）

(水道施設の安全化)

- ・ 大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。（上下水道局水道施設課）
- ・ 災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。（上下水道局水道施設課）
- ・ 災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。（上下水道局水道施設課）
- ・ 災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。（上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課）

(農業基盤施設の安全化)

- ・ 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
（農林基盤課）
- ・ 安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。【再掲】（農林基盤課）

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策、防災訓練を確実に実施する必要がある。(防災安全課)

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。(防災安全課)
- ・災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策を確実に実施する必要がある。(防災安全課・会計課)
- ・流通機能の低下等により被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。(防災安全課・農業振興課)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。(防災安全課)

(食料生産基盤の整備)

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。(農林基盤課)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】
(農業振興課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、砂防・治山施設の拡充のハード対策と的確な避難行動を行うためのソフト対策を組み合わせ、土砂災害防止対策を推進する必要がある。【再掲】

(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)

- ・山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を未然に防止するため、危険箇所の区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図る必要がある。【再掲】(防災安全課・農林基盤課・森林政策課・建設企画課)
- ・土砂災害により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている住宅については、安全な場所に移転を促進する必要がある。

【再掲】(防災安全課・建築住宅課)

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。【再掲】(建設企画課)
- ・災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

【再掲】

(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)

- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。【再掲】(道路河川維持課)
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】

(道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課)

- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。【再掲】(道路河川維持課)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(防災安全課)

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】（防災安全課）
- ・災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策を確実に実施する必要がある。【再掲】（防災安全課・会計課）
- ・流通機能の低下等により被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。【再掲】（防災安全課・農業振興課）

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時における消防・救急活動や緊急物資の輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。（防災安全課・消防本部警防課）

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

(広域応援協力体制の強化)

- ・市だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
（防災安全課・消防本部警防課）
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。（防災安全課・消防本部警防課）

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると想定されるため、災害対応に必要な体制の強化や各種装備・資機材等を充実させる必要がある。
（消防本部警防課）

(防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時には、防災中枢機能を担う庁舎及び指定避難所に加えて、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、各防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。（防災安全課）

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時における消防・救急活動や緊急物資の輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。【再掲】
(防災安全課・消防本部警防課)

(消防団等の育成強化)

- ・消防団は地域防災活動の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。(消防本部警防課)
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
(消防本部警防課)

(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備する必要がある。(市民活動支援課)
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
(防災安全課・消防本部警防課)

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。(市民活動支援課)
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(政策企画課)
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。
(市民活動支援課)
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。
(市民活動支援課)

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。

【再掲】（防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）

2-4 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 (水道施設の安全化)

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。【再掲】（上下水道局水道施設課）

- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。

【再掲】（上下水道局水道施設課）

- ・災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。

【再掲】（上下水道局水道施設課）

- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。【再掲】

（上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課）

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。（防災安全課ほか）

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】（防災安全課）

- ・災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策を確実に実施する必要がある。【再掲】（防災安全課・会計課）

- ・流通機能の低下等により被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。【再掲】（防災安全課・農業振興課）

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（防災安全課）

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる市道、農道、集落道、林道関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

（農林基盤課・道路河川維持課）

- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起こった際の対応の強化に取り組む必要がある。（農林基盤課・道路河川維持課）

(帰宅困難者への対応)

- ・交通インフラや交通機関の被災等により、多くの帰宅困難者が発生することから、民間事業者の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。

（防災安全課）

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による
医療機能の麻痺**

(医療救護体制の強化)

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。

（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。

（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる市道、農道、集落道、林道関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】

（農林基盤課・道路河川維持課）

- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起こった際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】（農林基盤課・道路河川維持課）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（下水道施設の安全化）

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化、耐水化を計画的に進める必要がある。
（上下水道局水道管理課・下水道建設課）
- ・公共下水道施設について計画的に老朽化対策及び耐震化、耐水化を進めるため、改築更新履歴等のデータベース化が必要である。
（上下水道局下水道管理課）
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。
（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

（農業・漁業集落排水の機能保全）

- ・農業・漁業集落排水施設等について、機能確保のため施設の老朽化対策等を進める必要がある。（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

（防疫・保健衛生体制の強化）

- ・被災地域は、衛生条件が悪く、感染症等の発生が予想されることから、感染症の発生、拡大を未然防止する必要がある。（健康増進課・環境政策課）
- ・避難所等における新型コロナウイルス感染症への対策が必要となる。
（防災安全課・福祉推進課）

（防疫用薬剤及び器具等の備蓄）

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平時からその確保に努める必要がある。（防災安全課・環境政策課）

（動物愛護管理体制の整備）

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じるおそれがある。
（環境政策課）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機能の機能不全

(災害対策本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。(防災安全課)

(広域応援協力体制の強化)

- ・市だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
【再掲】(防災安全課・消防本部警防課)
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。【再掲】(防災安全課・消防本部警防課)

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】(市民活動支援課)
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。【再掲】(政策企画課)
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。
【再掲】(市民活動支援課)
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。【再掲】(市民活動支援課)

(情報通信体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等のための体制整備が必要である。
【再掲】(防災安全課)

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、様々な媒体を活用して災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。【再掲】（広報課・情報政策課・防災安全課）
- ・外国人住民に対して、多言語（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達を行う必要がある。【再掲】（政策企画課・防災安全課）

(建築物の災害予防)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。【再掲】
（行政改革課・福祉推進課・高齢者福祉課・建築住宅課・教育施設課ほか）
- ・空家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促す必要がある。
【再掲】（建築住宅課）
- ・所有者等が不明な特定空家等は略式代執行により除却を行う必要がある。
【再掲】（建築住宅課）
- ・NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みの構築が必要である。【再掲】（建築住宅課）

(建築物の老朽化対策)

- ・市有建築物の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設所管課において施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。
（行政改革課・施設所管課）

(業務継続性の確保)

- ・災害により庁舎や職員が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画の習熟を図る必要がある。（防災安全課）

(ICT部門における業務継続)

- ・業務の実施・継続には、情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠であり、被災時にできるだけ速やかに復旧を図る必要がある。（情報政策課）

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。【再掲】（防災安全課ほか）

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・ 県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。【再掲】（建設企画課）
- ・ 災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

【再掲】

（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課）

- ・ 災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）
- ・ 緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】

（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）

- ・ 雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）

(情報通信設備等の非常電源装置の燃料の確保)

- ・ 非常用発電機燃料の確保のため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。（防災安全課・消防本部指令課）

(情報通信体制の整備)

- ・ 災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等のための体制整備が必要である。

【再掲】（防災安全課）

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・ 災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、様々な媒体を活用して災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行う必要がある。【再掲】（広報課・情報政策課・防災安全課）
- ・ 外国人住民に対して、多言語（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達を行う必要がある。【再掲】（政策企画課・防災安全課）

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到等により通信が輻輳した場合、被災地内の親族・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスの利用方法などの定着を図る必要がある。(防災安全課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報通信体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等のための体制整備が必要である。

【再掲】 (防災安全課)

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、様々な媒体を活用して災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。【再掲】 (広報課・情報政策課・防災安全課)
- ・外国人住民に対して、多言語(やさしい日本語)による防災情報提供及び災害情報伝達を行う必要がある。【再掲】 (政策企画課・防災安全課)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・災害に関する広報を市民に行き渡らせるため、多様な手段により広報することが必要である。【再掲】 (広報課)

5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（産業・エネルギーの持続）

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルート確保が必要である。（建設企画課）

（事業者における防災の推進等）

- ・企業（事業所）における防災組織の整備と事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。（防災安全課・商工振興課）
- ・県等の関係機関と連携し、企業（事業所）と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（防災安全課）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（燃料等生活必需品の調達体制の整備）

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（防災安全課）

（事業者における防災の推進等）

- ・企業（事業所）における防災組織の整備と事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。【再掲】（防災安全課・商工振興課）
- ・県等の関係機関と連携し、企業（事業所）と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。【再掲】（防災安全課）

（観光客の安全確保）

- ・県や観光協会等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。【再掲】（防災安全課・観光課）

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（ガス施設の安全化）

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。（消防本部予防課）

（燃料等生活必需品の調達体制の整備）

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（防災安全課）

（再生可能エネルギー等の導入の推進）

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。（産業政策課）

（電気施設の安全化）

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。（産業政策課）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の安全化）

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。
【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。
【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。【再掲】
（上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化、耐水化を計画的に進める必要がある。【再掲】
(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)
- ・公共下水道施設について計画的に老朽化対策及び耐震化、耐水化を進めるため、改築更新履歴等のデータベース化が必要である。【再掲】
(上下水道局下水道管理課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。【再掲】
(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(農業・漁業集落排水の機能保全)

- ・農業・漁業集落排水施設等について、機能確保のため施設の老朽化対策等を進める必要がある。【再掲】 (上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

(合併処理浄化槽設置の促進)

- ・災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽からの転換を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。
(上下水道局下水道管理課)

(し尿処理体制の整備)

- ・災害時に、し尿処理場が被災し、各家庭のし尿が収集できない等により便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。
(環境施設課)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。【再掲】 (建設企画課)
- ・災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
【再掲】
(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)

- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】
（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）
- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）

（広域応援協力体制の強化）

- ・市だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
【再掲】（防災安全課・消防本部警防課）
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。【再掲】（防災安全課・消防本部警防課）

（交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備）

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。
【再掲】（農林基盤課・道路河川維持課）

（輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定）

- ・災害時の救援物資等の輸送手段を確保するとともに、物資備蓄・収集拠点の選定・確保を図る必要がある。（防災安全課・会計課）

（燃料等生活必需品の調達体制の整備）

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備を図るとともに、その強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（防災安全課）

（液状化・崩壊危険地域の予防対策）

- ・大規模地震発生時には、沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、公共建築物や道路施設等においても、それによる被害を防止する必要がある。（農林基盤課・建築住宅課・道路建設課）
- ・地震発生時に、落石や法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する必要がある。（農林基盤課・道路建設課）

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。
(交通政策課)

6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶

(水道施設の安全化)

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。【再掲】(上下水道局水道施設課)
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。
【再掲】(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。
【再掲】(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。【再掲】
(上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課)

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
(農林基盤課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。【再掲】(農林基盤課)

6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、物流停滞により、企業の生産力が著しく低下し、経済活動の低下、復興遅延を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。【再掲】(建設企画課)
- ・災害発生時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
【再掲】
(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川維持課・都市計画課)

- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】
（道路建設課・道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）
- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。【再掲】（道路河川維持課）

（応急仮設住宅等の確保体制の整備）

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅を迅速に確保できる体制の構築が必要である。（建築住宅課）

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】（市民活動支援課）
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。【再掲】（政策企画課）
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。
【再掲】（市民活動支援課）
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。【再掲】
（市民活動支援課）

（被災者の健康管理）

- ・車中泊等によるエコノミークラス症候群の発症やストレス性疾患が多発しないよう、中長期的な健康管理を行う体制を構築する必要がある。
（健康増進課）
- ・避難時における感染症の感染予防や感染拡大防止を図る必要がある。
（健康増進課）

（避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難の支援体制を構築することが必要である。
【再掲】（防災安全課・福祉推進課）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(都市の不燃化の推進)

- ・市街地では、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地・建物の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。

(防災安全課・都市計画課・建築住宅課)

(建築物の災害予防)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。【再掲】

(行政改革課・福祉推進課・高齢者福祉課・建築住宅課・教育施設課ほか)

- ・空家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促す必要がある。

【再掲】（建築住宅課）

- ・所有者等が不明な特定空家等は略式代執行により除却を行う必要がある。

【再掲】（建築住宅課）

- ・NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みの構築が必要である。【再掲】（建築住宅課）

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(工作物対策)

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、耐震対策等に努めるよう促す必要がある。【再掲】（都市計画課・建築住宅課）

- ・暴風、地震等により屋外広告物が落下・飛散または倒壊し、被害を拡大させる懸念があるため、屋外広告物設置者（管理者）に対し落下・飛散・倒壊防止対策を促す必要がある。【再掲】（建築住宅課）

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

【再掲】（農林基盤課・道路河川維持課）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・地震や河川のはん濫が発生した場合、施設が被災し危険物が広範囲に流出する危険性が高いため、危険物施設の管理に関する指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(消防本部予防課)

(火薬類施設の予防対策)

- ・火薬類施設については、地震等により災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(消防本部予防課)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、関係機関及び各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。(消防本部予防課)

7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(原子力安全・防災対策の推進)

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。(防災安全課)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、災害発生時は「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境施設課)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(り災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた場合、り災証明書の交付が遅れる可能性があることから、体制を整備することが必要である。(総務課・市民税課ほか)

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震等により被災した宅地及び建築物の危険性を判定し、二次災害等の発生を防ぐ必要があることから、被災宅地危険度判定士の養成等体制の整備と、被災建築物応急危険度判定士の派遣応援等体制の整備が必要である。

(都市計画課・建築住宅課)

(災害復旧の担い手の確保)

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(管財契約課)

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(防災安全課・道路河川維持課)

8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】
(農業振興課)

(地域コミュニティの維持)

- ・中山間地域等では、人口減少の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えている。また、自治会等への加入や自治会等の活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。【再掲】
(政策企画課・自治振興課)

(事業者における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備と事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。【再掲】（防災安全課・商工振興課）
- ・県等の関係機関と連携し、企業（事業所）と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。【再掲】（防災安全課）

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(水道施設の安全化)

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化及び更新を推進する必要がある。【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。
【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の応急給水や早期復旧に必要な資機材の十分な確保が必要である。
【再掲】（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と組織体制の強化を進めていく必要がある。【再掲】
(上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課)

(地籍調査の推進)

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を目的とする地籍調査事業を促進する必要がある。(地籍調査課)